

森林作業に役立つ、次の資格取得に対して助成する事業です。

(1) 助成の対象となる資格

- ア 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者
- イ はい作業主任者技能講習
- ウ フォークリフト運転技能講習(1t以上)
- エ 車両系建設機械(整地、運搬、積込用及び掘削用)運転技能講習(3t以上)
- オ 玉掛技能講習(1t以上)
- カ 小型移動式クレーン運転技能講習(1t以上5t未満)
- キ 不整地運搬車運転技能講習(1t以上)
- ク 車両系林業機械(伐木、走行機械、簡易架線集材)に係る特別教育
- ケ 素材生産格付技術者
- コ 林業技能検定
- サ その他の講習等(予め北海道水産林務部長の承認が必要)

*北海道水産林務部長が認めた講習は、北海道森林整備担い手支援センターへお問い合わせください。

(2) 申込みできる方

林業事業体及び北海道立北の森専門学院(北森カレッジ)生
(但し、北森カレッジ生は、コのための申込みとなる)



(3) 事業の対象となる要件

次のすべてにあてはまる必要があります

【事業主】

- ア 資格取得に必要な費用を事業主が負担すること
- イ 資格を取得する作業員を直接雇用していること
- ウ 中退共又は林退共等の共済契約者等であること
- エ 原則として労災保険等の適用事業主であること
- オ 雇用契約書、就業規則、賃金台帳、出役簿等の必要書類が整備できること
- カ 林業技能検定の場合は、受験者が実技試験を受検したことが証明できる書類を添付すること(林業技能検定試験のマイページ上に表示される認定情報のスクリーンショット等)合わせて、受検者に受講料を支払ったことを証明できる書類を添付すること。(別記様式第13号の「林業技能検定受検料受領確認簿」。口座振り込みの場合は振込書、振替明細書の写しで受領確認簿に替えることができる。

【作業員】

中小企業退職金共済制度又は林業退職金共済制度等の被共済者であること

【北の森づくり専門学院】

北の森づくり専門学院に在学する者

(4) 補助率

資格取得に必要な費用(受講料)の1/2以内

林業技能検定は定額(令和8年4月1日現在 23歳に達していない林業技能検定3級受検者は、国の減額措置があることから、23歳未満の**在職者**※22,000円、23歳未満の在職者以外26,500円が上限です。※**在職者**とは、受検申請時に雇用保険の被保険者である者。)

(5) 申込方法

随時受付

* 助成申請書(別記様式第9, 10号)に必要事項を記載のうえ、北海道森林整備担い手支援センターへお申込みください。なお、講習のお申込みについては、登録教習機関やJAS法に基づく登録認定機関へ直接行ってください。

